

会員各位

(一社)兵庫県産業資源循環協会事務局

貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて (いわゆる違法「白トラ」への運送委託に対する規制強化に関して)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協会の事業運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（改正法）」で、いわゆる違法「白トラ」への運送委託を行った荷主等に対する規制が 4 月 1 日から適用される件について、廃棄物処理業者が収集運搬を行う場合にも適用されるのか否かのお問合せを多数いただいております。

当該案件に対しては全国の各都道府県協会からも声が上がり、それを受けて全国産業資源循環連合会が国土交通省へ赴いて、従来通り廃棄物処理における収集運搬では適用されない旨の周知を要望し、国土交通省から事務連絡(令和 8 年 3 月 16 日付け国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長事務連絡)が発出されました。

その事務連絡で、廃棄物処理業者が廃棄物の収集運搬を実施する場合、「自己の生業である廃棄物処理業務と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であるため、(貨物自動車運送事業法における)法の許可等を要しない」と明確化されました。よって、従前の取り扱いを変更するものではない(今回の改正法は適用されない)と確認されたことをご連絡いたします。

皆様におかれましては、排出事業者からの問合せがある際には、別紙事務連絡を提示してご説明いただければと存じます。(※事務連絡の文書は協会 HP にも掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご利用ください)

以上ご案内いたしますので、ご確認の程をどうぞよろしくお願いいたします。